

○ 警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部規程

令和7年9月30日

訓令甲第31号

存	続	期	間
---	---	---	---

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事務分掌（第3条）

第3章 職務権限（第4条—第15条）

第4章 事務処理（第16条）

附則

第1章 総則

（準拠）

第1条 警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部（以下「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」という。）の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（職員）

第2条 匿名・流動型犯罪グループ対策本部には、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に定める職にある職員のほか、必要な職員を置く。

第2章 事務分掌

（匿名・流動型犯罪グループ対策本部の分掌事務）

第3条 匿名・流動型犯罪グループ対策本部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 匿名・流動型犯罪グループ対策の運営の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 匿名・流動型犯罪グループに係る情報の集約及び分析に関すること。

第3章 職務権限

（本部長の職責）

第4条 本部長は、上司の命を受け、匿名・流動型犯罪グループ対策本部の事務を掌理する。

（対策監の職責）

第5条 対策監は、本部長を助け、匿名・流動型犯罪グループ対策本部の事務のうち重要事項を掌理する。

（参事官の職責）

第6条 参事官は、上司の命を受け、匿名・流動型犯罪グループ対策本部の事務を整理する。

（理事官の職責）

第7条 理事官は、上司の命を受け、匿名・流動型犯罪グループ対策本部の事務のうち担当事務を整理する。

2 理事官の担当事務は、本部長が定めるものとする。

（管理官の職責）

第8条 管理官は、上司の命を受け、匿名・流動型犯罪グループ対策本部の事務のうち担当事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

2 管理官の担任事務は、本部長が定めるものとする。

(その他の職員の職責)

第9条 前5条に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

(本部長の専決事項)

第10条 本部長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 職員の配置に関すること。
- (2) 対策監及び参事官の出張、休暇、週休日及び旅行に関すること。
- (3) 分掌事務の運営に関すること重要なもの

2 前項に定めるものであっても、重要異例なものについては、この限りではない。

(対策監の専決事項)

第11条 対策監の専決事項は、警視庁本部処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第5号。以下「本部処務規程」という。）第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(参事官の専決事項)

第12条 参事官の専決事項は、本部処務規程第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(理事官の専決事項)

第13条 理事官の専決事項は、本部処務規程第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(管理官の専決事項)

第14条 管理官の専決事項は、本部処務規程第12条の規定に準じて本部長が定めるものとする。

(所属長の事務)

第15条 本部長は、訓令、通達、通知等において、所属長の事務とされているもののうち、必要なものを参事官に処理させることができる。

第4章 事務処理

(準用)

第16条 匿名・流動型犯罪グループ対策本部の事務処理に必要な事項については、本部処務規程を準用する。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。